

自己表現について

令和5年度公立高等学校等※入学者選抜（現在の中学2年生が受検する時）から、受検生全員に自身のことを表現する「自己表現」を行います。

この「自己表現」は、「広島県の15歳の生徒に身に付けておいてもらいたい力」である

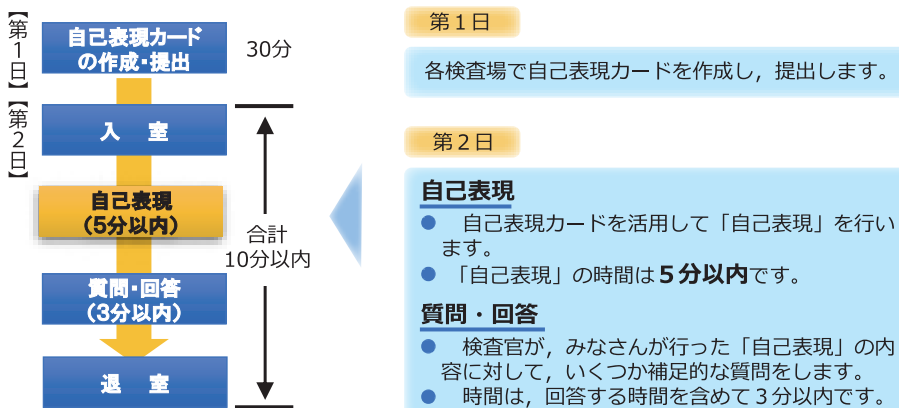
自己を**認識**し、自分の人生を**選択**し、**表現**することができる力

が、みなさんに、どのくらい身に付いているのかをみるために行うものです。

自分自身のこと（得意なことやこれまで取り組んできたことなど）や、高等学校に入学した後の目標などについて、自分で選んだ言葉や方法で表現してください。

※ 特別支援学校（職業コース以外の知的障害を除く）についても、高等学校に準じて「自己表現」を行います。

自己表現の流れ（一次選抜の場合）



自己表現カードについて

- 「自己表現」の内容を自分自身で整理するためのものです。
- 文章が上手く書けていることや、きれいに書けていること、文字数の多さなど、自己表現カード自体が**評価されることはありません**。
- 書く必要がない人は書かなくても構いません。

※ 第1日で作成した自己表現カードは、第2日の「自己表現」の実施前に、本人に写しが返却されます。

自己表現カード

基本的なガイドライン

行っても良いこと

みなさんが、一人で時間内に準備し、実施できることです。ただし、

- **検査場内で実施できない** こと
- **他の受検生に影響がある** こと
- **安全面で問題がある** こと

は、行うことができません。

その場合は、事前に撮影した動画や写真を提示することもできます。

使用可能な物品について

みなさんが、一人で検査場まで持ち運ぶことができるもので、

- **安全面で問題がない** もの
- **管理上問題がない** もの

です。

もちろん何も使わなくても構いません。必要な場合に用意してください。



タブレット等の使用について

タブレット等を持ち込んで、資料や写真などを提示しながら「自己表現」を行うこともできます。

また、検査場内では実施できないことを事前に撮影し、検査当日にタブレット等を使用して**動画や写真を提示**することもできます。

※ ただし動画は30秒以内のものに限ります。

中学生のみなさんへ

「自己表現」は、自分自身のことについて、自分で選んだ方法で表現するものです。また、これまで先生が調査書に記載していた特別活動の記録や、スポーツ・文化・ボランティア活動等の記録などを、みなさんが、**自分自身でアピール**することになっています。活動の実績そのものを評価する訳ではありませんので、**みなさんの夢や目標を大切にしながら、「自分らしい」中学校生活を送ってください**。

先生や友達に何でも話すことができ、相談できる安全で安心な学校生活の中で、「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力」を身に付けることができると思います。



教育長の平川です

自己表現について Q & A

表現内容・方法について

Q1. 「自己表現」では、自分で考えた内容で、自分に合った方法で表現して良いと聞きました。本当ですか？

A1. 本当です。

「自己表現」は、「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力」が、どのくらい身に付いているのかをみるために実施します。

自分自身のこと（得意なことやこれまで取り組んできたことなど）や高等学校に入学した後の目標などについて、自分で選んだ言葉や方法で表現してください。

Q2. 「自己表現カード」に記入した内容のとおり「自己表現」をしないといけないのですか？

A2. 「自己表現カード」は、みなさんが「自己表現」を行うに当たって、内容やシナリオなど考え方を整理するために活用してもらうためのものです。

よって、必ずしも記入した内容のとおりに行う必要はありません。

Q3. 歌や楽器の演奏をしても良いですか？

A3. 可能です。

ただし、大きな音が出るなど、他の受験生に影響を及ぼす恐れがある場合には、事前に撮影した動画や写真等をタブレット等で提示するなどの工夫をしてみてください。（Q5参照）

Q4. 禁止されていることはありますか？

A4. 検査場内で実施できないこと、他の受験生に影響があることや安全面で問題があることは、その場では実施できません。

その場合は、事前に撮影した動画や写真等をタブレット等で提示するなどの工夫をしてみてください。（Q5参照）

持ち込み・使用可能な物品について

Q5. タブレットなどのICT機器を使用することはできますか？

A5. 可能です。

プレゼンテーションソフトなどを使用して画面を提示しながら実施する場合や、写真等の画像、音声や動画を提示する場合には使用することができます。

ただし、音声や動画は30秒以内のものとしてください。

Q6. 持ち込んではいけないものや使用してはいけないものはありますか？

A6. 一人で手に持って検査場内に持ち込めないもの、管理上問題があるものや安全面に問題があるものは使用できません。

また、黒板、ホワイトボード、コンセントなど検査会場の備品等は原則として使用できません。

安全面に問題があるもの



手に持って持ち込めないもの

評価について

Q7. 評価について教えてください。

A7. 「自己表現」では、「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力」が、どのくらい身に付いているのかを評価します。評価の観点には、「自己を認識する力」「自分の人生を選択する力」「表現する力」の3つです。それぞれ、

- ・ 自分は何が好きなのか、自分はどのような人間なのかなど、自分自身のことを認識することができる。

- ・ 自分の夢や目標、自分がやりたいことなどについて、自分で考え、選択し、自分の意志で決めることができる。

- ・ 自分自身のことや自分の意見などを、相手に理解してもらえるように、相手や場面に応じて、言葉の使い方や表現の仕方などを工夫しながら伝えることができる。

を評価規準(到達目標)としています。評価の観点や評価規準は全校共通です。詳しくは、公表している「自己表現評価の在り方」を参考にしてください。

Q8. 人前で話すことが苦手です。「自己表現」で不利にならないですか？

A8. 話すことが苦手なことで直接不利になることはありません。

「自己表現」は、「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力」が、どのくらい身に付いているのかをみるために行うもので、話し方などのテクニックをみるものではありません。

「自己表現」では、自分の好きな歌を歌ったり、楽器の演奏をしたり、自分の作品や賞状などを持ち込むことも可能ですので、言葉や方法を工夫しながら自分自身のことを表現してください。



特別措置について

Q9. 選択性減黙等で、話すことが難しいのですが、配慮してもらえますか？

A9. 疾病や障害等を理由に特別措置を希望する場合には、事前に入学者選抜に関する特別措置願を提出してください。個々の状況に応じて、合理的配慮を行います。（特別支援学校については、事前の教育相談等で志願先特別支援学校にお知らせください。）

もっと詳しく知りたい時は

Q10. 実施できるか、持ち込みができるか不安です。事前に相談することはできますか？

A10. 実施できるか、持ち込みができるかなど不安なことがある場合には、事前に高等学校を所管する教育委員会や志願先高等学校にお問い合わせください。

また、「自己表現」についてのQ&Aを広島県教育委員会HPにも掲載していますので、参考にしてください。

★最新情報はこちらをチェック

広島県 入学者選抜制度

検索

